

---

# EU（フランス）への農林水産物・食品 の輸出に関するカンントリーレポート （切り花・盆栽）

---

2024年3月  
EU輸出支援プラットフォーム ジェトロ・パリ事務所

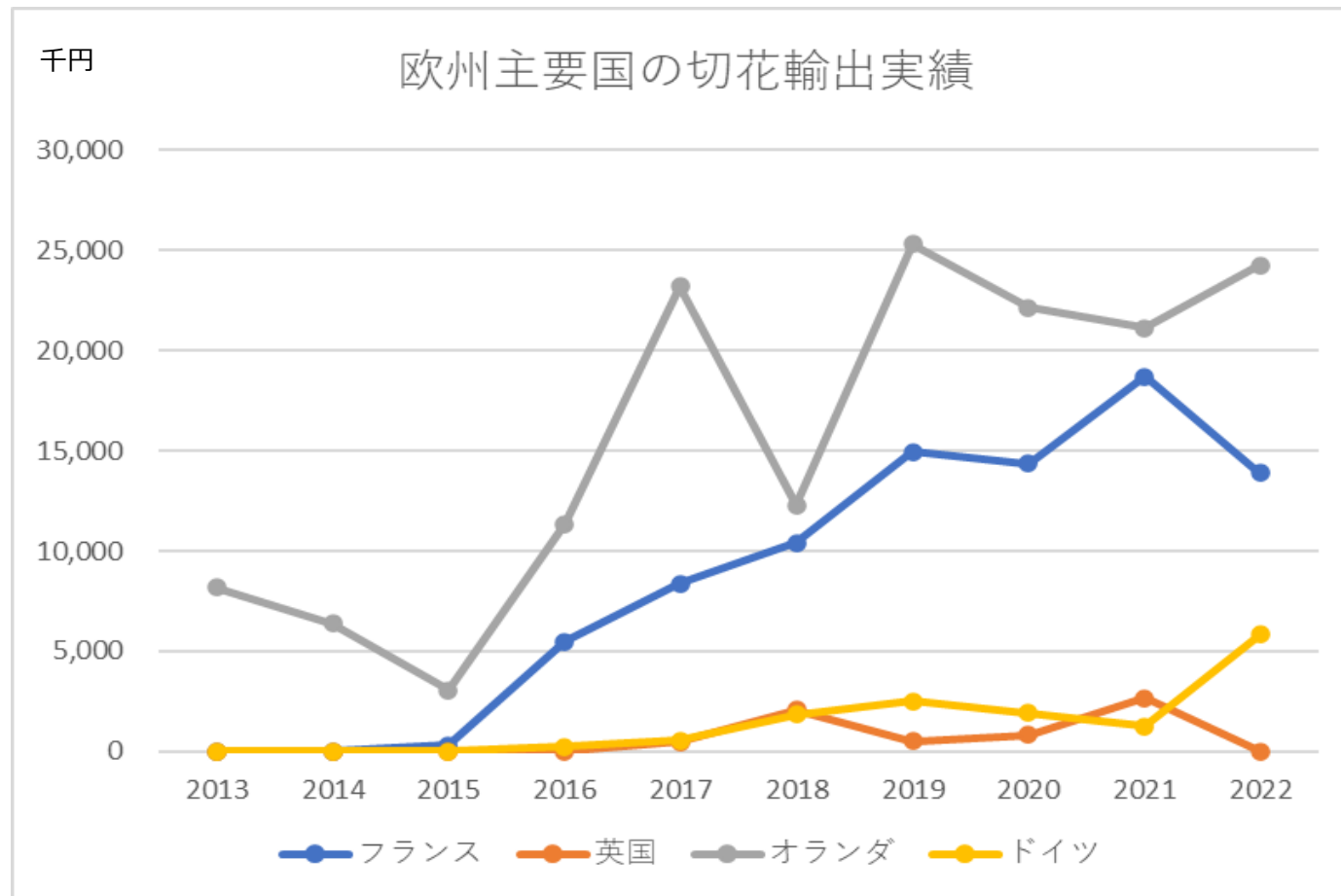
<b>1. フランスにおける市場動向</b>	P3
切り花の輸出状況	P4
盆栽（植木）の輸出状況	P5
マーケットの概要 切り花	P6-7
マーケットの概要 盆栽	P8-9
マーケットの概要 売り場の様子	P10
消費者の嗜好	P11
流通構造・販売チャネル 切り花	P12
流通構造・販売チャネル 盆栽	P13
フランスの販売チャネルパートナーの例	P14
日本産品と競合品の状況 切り花	P15
日本産品と競合品の状況 盆栽	P16
フランスの商習慣	P17
花き・盆栽市場の近年の傾向	P18-20
フランスにおける切り花・盆栽展示会・商談会	P21

<b>2. 規制（EU共通）</b>	P22
2.輸出事前準備（出荷までに行うこと）	P23-24
2-1.植物に関する規制・法令順守の確認	P25-29
2-2.関税分類と関税の確認	P30-31
2-3.植物パスポートラベルの作成	P32-33
2-4.輸出入に必要な書類の準備	P34
<b>3. 輸出手続き（空港、港湾で行う手続き）</b>	P35
輸出税関の通過（日本の税関の通関）	P36
<b>4. 輸入手続き（現地到着時に行う手続き）</b>	P37
安全検査の経過	P38
輸入税関の通関	P39

# 1. フランスにおける市場動向

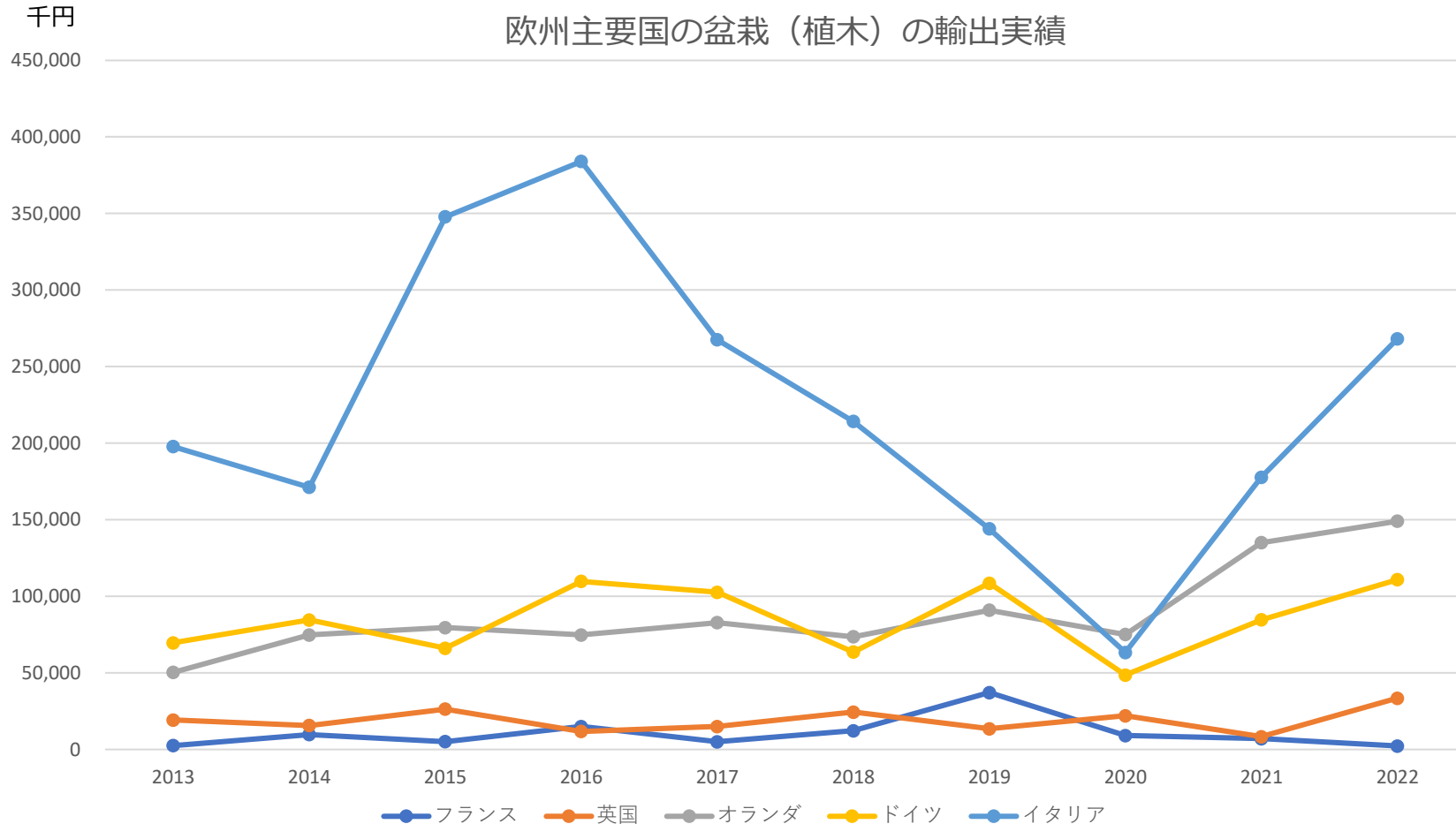
# 切り花の輸出状況

欧州ではオランダが主要な切り花輸入国であるが、フランスは近年増加傾向。  
2022年の輸出額は、フランスは14百万円、オランダは24百万円、ドイツは6百万円。



# 盆栽（植木）の輸出状況

欧州では伝統的にイタリアが主要な植木輸入国。  
2022年の輸出額は、イタリアは2.7億円、ドイツは1.1億円、フランスは2.2百万円。



# マーケットの概要 切り花

## (1) 市場の状況

- フランスは古くは切り花の生産大国であったが、現在は輸入大国に転じている。切り花が慢性的に不足しえおり、80~85%を輸入に頼っている。主な供給国はオランダ、ベルギー、イタリア、スペイン、ケニア、イスラエル、エクアドル、コロンビアなどが挙げられる。
- 日本産切り花が流通するのは、フランス産切り花の種類が減る12月から2月まで頃のみ市場に流通する。すべてオランダ経由で輸入され、パリ、リヨン、マルセイユなどの市場に卸される。
- 過去に、日本からパリ・ロワッシー空港への直輸を実施していた業者があったが、空港の受け入れ態勢が整っていなかったという。荷を発注者が受け取るまでの時間はオランダ経由と変わらない上に、荷が野ざらしにされるなどリスクも大きいため、（調査時点では）日本産花きはオランダ経由に供給ルートは限られている。
- 特に小規模の小売店では、エシカルやSDGsに配慮し、フランス産や地元の生産者の花きを優先的に取り扱う傾向がある。

## (2) 需要動向

- バレンタインデーと母の日の需要が最も高く、高価な花が売れる。母の日はシャクヤクがよく売れる。カーネーションは主に葬式で使われる。バレンタインデーには赤いバラを求める者が多い。
- 秋の諸聖人の日（トゥーサン）前後はお墓参りシーズンで、伝統的に鉢植えの菊やパンジーがよく売れる。
- 定期的に開かれる朝市で、季節の花を自宅用に、毎週または隔週で買い求める人が多い。
- 5、6月は結婚式やイベントが多いので需要が増える。

※事業者へのヒアリング等からジェトロ作成

# マーケットの概要 切り花

## (3) 日本産切り花のポジション

- 12月から2月（5月までという業者もあった）が日本産切り花がよく販売されるシーズンである。特にクリスマスとバレンタインの時期は、冬季でフランス産の切り花の種類が減るため、他国産の需要が増える。
- 日本産は少量多品目の生産で、珍しい品種が多く、上品で品質が高い。しかし、輸送費が上乗せされる分、とても高価である。
- 日本産リシアンサスなどの品質はとても高い。輸送費等の経費をのせると高価になるためブーケとしては売りにくいが、パリ・ファッションウィーク\*等のイベントや写真撮影の需要に向いている。
- プロは日本産切り花の品質が高いことがわかるが、多くの一般消費者にはその違いがよくわからない。その時期に珍しい種でなければ、ただ高価なだけと捉えられかねない。市場に入るタイミングが良ければ、とても重宝されるだろう。

\*ファッションショーが開かれる時期のこと。年に4回ある。

## (4) マーケティングの状況

- 日本に招聘され、花きの卸売市場を見学し、日本市場にしかない花きを認知し、その後日本の輸入業者に定期的に注文しているフランスの卸売業者がいる。
- フランスの展示会に出展する日本の団体もあるが、流通経路を確保してからでなければ、需要はあっても注文を取り続けることは難しい。

※事業者へのヒアリング等からジェトロ作成

# マーケットの概要 盆栽

## (1) 市場の状況

- 一般的なフランス人が認知しているのは、「インドア盆栽」と呼ばれる室内で育てる盆栽で、暖炉の上などに飾る。これらのほとんどは中国産やインドネシア産の常緑種で、スーパーや量販店で販売されており、日本産に比べて大変安価である。
- 以前は盆栽クラブなどに加入し、盆栽を趣味としている人は、自分で山採りをしたり、山採りされた樹を購入し、自身で時間をかけて大切に育てる者が多かった。そのため、イタリアやスイスと違い、高価な日本産盆栽を購入する蒐集家は少なかった（愛好家全体の5%にも満たなかった）。ところが、ここ10年程度で、若い世代や、新規の愛好家は、すぐに飾ることができる盆栽が欲しいため、高価な日本産の盆栽を求めるようになってきている。
- 盆栽の手入れや管理ができる盆栽園がフランス各地にも複数存在する。しかし、自身で手入れする者が多いため、盆栽園の主な収入源は盆栽の販売となっている。
- 展示会に出展する際は、愛好家本人が飾り鉢に植え替え、苔をはり、卓や下草を揃え、搬送し、設置までするのが一般的である。
- フランス盆栽連盟の研修制度や複数の盆栽学校が存在する（した）。研修制度にはN1, N2, N3レベル認定制度があり、N1は所属するクラブで、N2は地方で、N3になると国内で講師としてワークショップを開くことができる。愛好家のスキルは高まりつつあることが窺える。

## (2) 需要動向

- いわゆる蒐集家はまだ少ないものの、近年は増加傾向にある。毎年2月ごろに日本からのコンテナが到着するとECサイトで即売が始まり、高価であっても質の高い盆栽にはすぐに買い手がつく（購入者の手元に届くのは隔離検疫後で5月頃）。
- 小品盆栽は箱飾りの際に複数必要になるが、すぐには自身で作ることができないため、大変需要が高い。特に花もの実ものは珍しく、展示会の即売会ではすぐに売れてしまう。



# マーケットの概要 盆栽

## (3) 日本産盆栽のポジション

- ほとんどの蒐集家は「盆栽は日本産でなければならない」と考えている。展示会に好んで参加する蒐集家や、ここ数年来の若い愛好家といった、すぐに飾ることができる日本産の「できあがった盆栽」を求める層が増えてきている。
- 愛好家にとっては日本産の樹は自慢の一本となるが、山採りから自分で手掛けた現地の樹を誇りに思う者も少なくない。
- 盆栽歴が進むと、目が肥え、日本産を求める者も多い。
- 盆栽をマントルピースの上に飾る「インドア盆栽」派は、盆栽をインテリアとしての観葉植物の一つと考えているため、盆栽の産地には全くこだわらない。

## (4) マーケティングの状況

- 国内外のプロと愛好家が訪れるフランス盆栽連盟主催の全国大会（毎年開催）でのプロモーションは、効果的である。2013年のEBA（ヨーロッパ盆栽協会）との合同大会への大宮盆栽村の出展では、日本人盆栽師による整姿のデモンストレーションやパンフレットの配布等を行い、大宮ブランドを大々的に紹介。愛好家が、日本産以上の産地がもたらす盆栽の付加価値について認知するようになった。のちの大宮での世界大会の誘致にも繋がり、世界中の専門業者との取引が始まった。
- 高松盆栽輸出振興会の展示会出展や、バイヤーを招へいした商談会も、産地への訴求という点で大きな成果を上げている。

# マーケットの概要 売り場の様子

## 切り花



←小売店：店内の様子。一番人気はバラ。記念日にブーケを求める者だけでなく、自宅に飾るために定期的に生花を求める女性客も多い。切り花以外に、ドライフラワー、鉢植えの盆栽、キャンドルやルームフレグランス等の雑貨も扱っている。

→量販店：フランス全土に展開しているチェーン店では、店先で出来合いのブーケが多数販売されている。



←朝市（マルシェ）：野外の朝市でも花屋のスタンドが立ち、近所の市民が定期的に部屋に飾る生花や鉢植えの花等を購入している。冬はアマリリス、ランキユラスなどが人気。

## 盆栽



←植物専門量販店：主に中国やインドネシア産の「インドア盆栽」を販売している。樹種はツゲやフクマンギ、イボタ、ベンジャミン、ニレなどの常緑種が多い。暖炉の上などに飾るインテリア盆栽で、初心者に人気。

→盆栽園：盆栽クラブなどで盆栽を本格的に習うようになると、屋外で栽培する「アウトドア盆栽」を盆栽園で購入するようになる。販売されているものは地元の山採りされた樹も多い。



写真提供：Wabi sabi bonsai



←展示会の売店：日本同様、展示会は売店を回って樹を見比べ、お気に入りや掘り出し物を見つけることができる楽しい機会である。売店を物色してから、展示会をゆっくり見るのが通。

# 消費者の嗜好

## 切り花

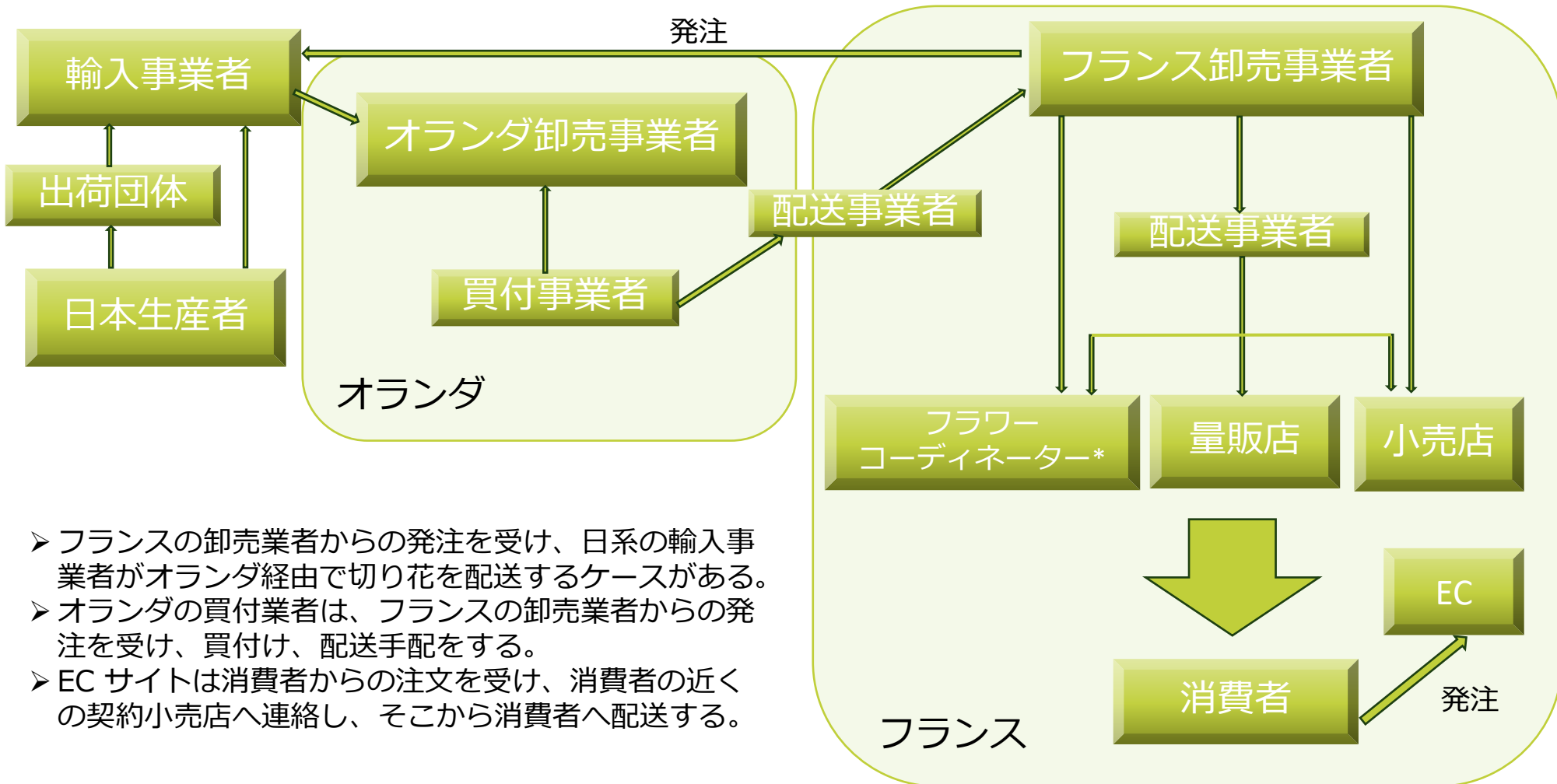
- ここ数年は染色した切り花が流行っていたが、最近はナチュラルな切り花に対する需要が増えている。
- エシカルやSDGsの観点から、国内産や地元産、また季節の花を求め、包装も紙にこだわる消費者が増えてきている。
- バレンタインデーに赤いバラを求める顧客は切り花の初心者という意見もある。パリの通はすみれのブーケや赤いアネモネなど、意外性や希少性を求めるという。
- クリスマスシーズンは贈り物用に高価な花を求める者が増える。
- 日本に比べ切り花が身近にあり、20€前後のブーケを自分のために買い求める女性が多い。
- フランスにも生け花の教室や愛好会があり、展示会なども開かれているため認知度も高いが、実際に生けている人はごく少数派。教室では材料を調達するのに苦労することも多い。ただ、生け花風の作品が人気であることは確かで、シンプルでミニマリズムな装花は流行っており、ホテルやレストラン、ブティック等で頻繁に見られるようになった。

## 盆栽

- 大型盆栽が好まれるが、よく売買されるのは中品盆栽で、展示では三点飾りがされることが比較的多い。
- 一般的にフランス人はDIYが好きで、時間をかけて手作りすることに喜びを感じることで、節約家であるため、高価な日本産の樹を蒐集するよりは、実生や山採りから自分なりに良い樹を数十年以上かけて育てることをいとわないが、日本的なセンスがないため、銘木にはなりにくかった。
- 趣味のガーデニングが嵩じ、盆栽を知り盆栽を求める男性が多い。そのような消費者は地元のクラブに入会し、手入れの仕方を学び、ワークショップや盆栽学校で学びながら植物を育てることが好きなため、すぐに飾れる日本産盆栽を購入しない。
- 日本の五葉松を好む者が多いが、フランスの乾燥した気候に合わないのか、枯らしてしまう愛好家が多く、五葉松は育てるのが難しいと考えられている。
- 数年前に一般消費者の間で苔玉が流行ったが、盆栽愛好家の間では草ものの一種として捉えられ、興味を示すものはあまりいなかった。

# 流通構造・販売チャネル 切り花

## 主要な流通体系



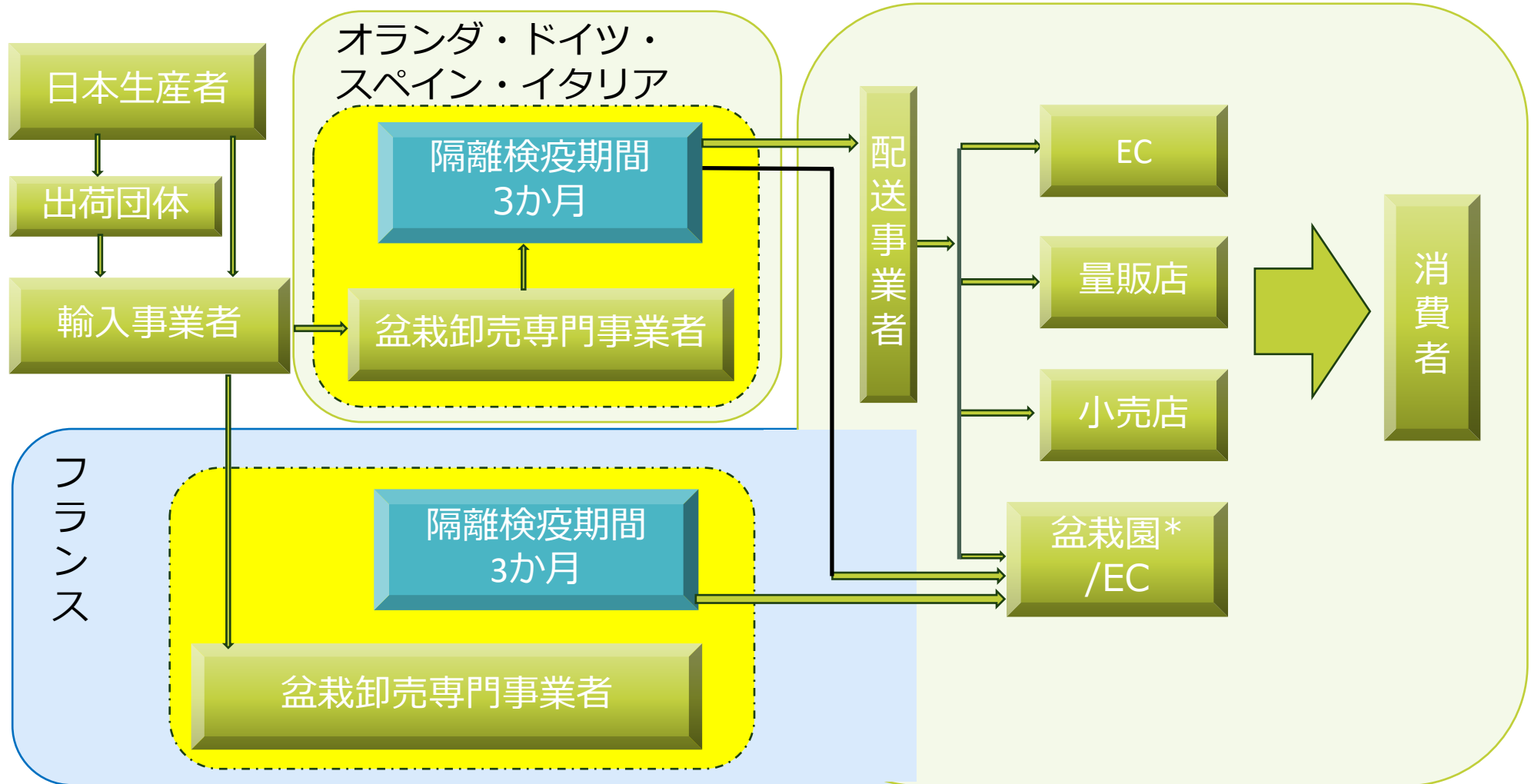
- ▶ フランスの卸売業者からの発注を受け、日系の輸入事業者がオランダ経由で切り花を配送するケースがある。
- ▶ オランダの買付業者は、フランスの卸売業者からの発注を受け、買付け、配送手配をする。
- ▶ EC サイトは消費者からの注文を受け、消費者の近くの契約小売店へ連絡し、そこから消費者へ配送する。

\*は店舗を持たず、レセプションや結婚式などでの装花を行う。

# 流通構造・販売チャネル 盆栽

## 主要な流通体系

※事業者へのヒアリング等からジェットロ作成



- 基本的に盆栽卸売専門事業者が隔離検疫を実施する。
- フランスの中小規模の盆栽園はオランダやスペインから隔離の終了した日本産盆栽を仕入れるところが多い。
- 土を落とした状態で輸送された雑木盆栽は、隔離検疫の必要がない。

# フランスの販売チャネルパートナーの例

タイプ	企業名	形態	特徴
輸入卸事業者(花き)	Fleur Assistance	ランジスにある大手切り花卸売業者	日本産花きを12月～5月にかけて輸入。日本の輸出業者に定期的に発注している
輸入卸事業者(花き)	Thierry Cochet	ランジスにある切り花卸売業者	日本産花きを12月～2月にかけて輸入。オランダの買付業者に定期的に発注している
輸入卸事業者(盆栽) 兼EC事業者	Paris Bonsai	パリにブティックを持つ盆栽輸入業者	フランスの輸入業者。パリ郊外に隔離施設を持つ。主にインドネシア産などの「インドア盆栽」を輸入している
輸入卸事業者(盆栽) 兼EC事業者	Maillot Bonsai	ブルゴーニュ地方にある盆栽輸入業者	フランスの日本産盆栽専門の輸入業者。園内に隔離施設を持つ。販売先は顧客がほとんどで、卸売はほとんどしていない
輸入卸事業者(盆栽)	Rodder Bonsai	オランダにある盆栽輸入業者	フランス北部から中央にある盆栽園は、こちらで隔離が終わった盆栽を仕入れる者が多い*
輸入卸事業者(盆栽)	Mistral Bonsai	スペインにある盆栽輸入業者	フランス南部にある盆栽園は、こちらで隔離が終わった盆栽を仕入れる者が多い*
愛好家/専門家団体 (盆栽)	フランス盆栽連盟	フランスとベルギーにある100以上のクラブと多数の個人愛好家が登録するフランス唯一の盆栽愛好家団体	盆栽関連業者パートナー登録制度があり、一般会員に対して特典を提供する代わりに、連盟の公式サイトで紹介等をする
EC事業者 (花き)	インターフローラ	イギリスに本社がある世界最大の生花通信配達ネットワーク	フランス全土にある約5,200の生花店が契約し、ブーケ等の配達を行っている
EC事業者 (花き)	Florjet	フランスに本社がある生花通信配達ネットワーク	フランス全土にある5,000以上の生花店が契約し、ブーケ等の配達を行っている

※ フランス北部と中央の盆栽園はオランダから、南部の盆栽園はスペインから仕入れることが多い。それぞれ、物理的に距離が近く気候が似通っているため、隔離検疫中に盆栽がその土地の気候に慣れるため。

# 日本産品と競合品の状況 切り花

- 日本産品は他国産よりも高品質（美しく大きく、長持ち）だが、高価である。

例)

リジオンチュス	日本産	オランダ産
価格 (€/本)	12,88	0,9~1,45
花の大きさ	10cm	4cm

スイートピー	日本産	フランス産
価格 (€/本)	1,75	0,5~0,8



- 日本産は上品な印象。他国産は野性的で、安っぽく見えることもある。
- スイートピー、グロリオサについて、オランダ産の長さやクオリティが徐々に日本産と近くなってきているため、日本産より安価なオランダ産の需要が伸び、日本産の需要が減ると考えられている。
- イタリアには日本に近い丁寧な作り方をする小規模生産者がいる（トルコキキョウ、雪柳、梅等）。
- 12月から1月にかけて、ヨーロッパに出回るつる性クレマチスは日本産しかない。高品質で花も大きいため、他国では生産できない希少性がある。
- 群馬県産のパンジーなどは丁寧に生産されており、ヨーロッパには存在しない特徴があるので、需要があると考えられる。
- 12月の寒桜は日本産のものしかフランス市場にない。
- 日本に直接発注したいと思うこともあるが、量がまとまらないため、少量でも発注できるヨーロッパ諸国に発注することが多い。
- 日本産のトルコキキョウはヨーロッパ産の2~3倍の価格だが、高価なものであれば利益も多くなるのでよい。逆に安価なものはわざわざ日本から取り寄せる意味がない。
- 花のついていない枝ものは、日本産に特徴的でないので、輸入する必要がない。
- 日本にしか従来なかったバラを、ケニアやエクアドルでも生産している業者があり、日本産より安価である。

# 日本産品と競合品の状況 盆栽

- 日本産の盆栽は他国産と比べ物にならないほど高品質であるが、大変高価であり、盆栽専門の盆栽園またはそのECサイトでしか購入できない。
- ヨーロッパでは盆栽の歴史が中国や韓国に比べて浅いため、愛好家の間では競合品となるものはないが、初心者の間では中国やインドネシアで短期間で生産され、量販店で手に入るコケ順のない、若い樹が大きな需要がある（中国の生産者とは現地で1～数€/本で取引）。
- 松柏盆栽に関しては、フランスに自生しているシルベストルマツ（*Pinus sylvestris*）、ミュゴマツ（*Pinus mugo*）、ピレネー地方に多いサビナ種の真柏（*Juniperus sabina*）の山採りは、天然のジン・シャリが素晴らしく、丁寧に長期間育てられたものであれば、日本産に匹敵するものも多い。また、糸魚川などの日本の種の挿し木から、現地で盆栽素材を育てる生産者もいる。
- スペインにサビナ種の真柏（*Juniperus sabina*）の素材を畑で生産している業者があり、曲や枝付きがよく、素材として優秀で人気である。
- 雑木盆栽に関しては、フランスに小葉性の樹があまりなく、自生のオリーブやツゲ、コルク樅、シデなどで良い作りのものもある。しかし、枝ぶりや小枝の込み具合、コケ順等は日本産のものの方が比類なく良い。
- 赤松を30年来実生から生産している業者がいるが、幹に曲がほとんどなく、以前はプロ用に卸していたが、今では愛好家の目が肥え、個人相手の小売業をしているのみ。フランスで他に、実生で素材を提供している生産者はまだいない。
- 他に、展示に使用する鉢、卓、地板、鉢、掛け軸等は、日本産品があまり入ってこないため大変人気で需要がある。ただ、DIY好きな人も多いことから、卓などを見様見真似で手作りし、販売する者も少なくない。プロの鉢職人も増えている。



# フランスの商習慣

- 一般的な手数料：輸入事業者の場合は10～30%。
- 小規模盆栽園がヨーロッパの輸入業者のコンテナの一部を使って盆栽を輸入する場合、日本の輸入業者に商品合計額の30%（運搬、書類手続き費用等）、ヨーロッパの輸入運送業者に100%（検疫隔離費用込み）の手数料を支払う。
- 一般的な花きの発注はCIFで行う。
- 支払い方法：銀行払い込みが一般的。
- 海上保険はあるが、盆栽は庭木と違い枯れ保証はなく、輸送中に植物に害虫が発見されればコンテナ内の荷はすべて焼却処分になる（焼却費用は輸入業者持ち）。
- 小売店では一般的に、生花店の場合は仕入れ値の3から4倍、盆栽園の場合は2から8倍で販売する。
  
- 原産国に対するイメージ：
  - 日本産花き・盆栽は丁寧に生産され、他国産とは比べ物にならないほどの高品質であるが、大変高価だと認識されている（輸送費も上乗せされるため、さらに高価）。
  - 日本企業は一般的に、経営が堅実で、契約・期日を守り、対応が親切でまじめだと考えられているが、透明性については100%信頼しているわけではないという者が多い。

※事業者へのヒアリング等からジェトロ作成

# 花き・盆栽市場の近年の傾向

## 最近のトレンド情報

### 花き

- パンパスグラスが男女共、全年齢層に人気。
- カスミソウは様々な色に染色したもの、花が小さく密集した種など、ドライフラワーを含め様々な種類があり、流行っている。
- インスタや生け花の影響からか、ラウンドタイプのブーケではなく、高さがあり手前を低くしたものなど、奇抜なタイプのブーケを創るフローリストや、それを求める消費者が増えた。
- 特にローカルな小売店では、SDGsに配慮し、フランス産や地元で生産された花きや、季節の花きを選ぶ消費者が増えた。
- 「フルール・ド・フランス」等のフランス産を保証するラベルや、環境・エシカルに配慮した生産を行っていることを証明する複数のラベルが誕生しているが、認知度はまだ低い。
- 卸売では特に、切り花を包むセロファンをエコロジーな紙製にするところが増えた。店舗でも紙で包み、リボンも天然素材を好む消費者が増えている。
- ドライフラワーやエテルネルフルールは数年前からのトレンド。

### 盆栽

- フランスでは比較的新しいカテゴリーである小品が人気。ベテランの愛好家が老年になり大きな鉢を持ってなくなり、小品を中心に育てるようになることも多い。
- 小品の花ものや実ものは華やかで女性にも人気。配偶者のために買い求める者も多い。
- 小品に関しては日本の盆栽師に匹敵する技術を持つ生産者・盆栽師はフランスにはほとんどいないため、大会等で日本人盆栽師がワークショップを開くと参加者がよく集まる。
- 2023年からヨーロッパに輸入され始めた黒松は、格調高く、育てやすいと考えられており、ぜひ買い求めたい一鉢と愛好家達から注目されている。
- 以前は、日本産盆栽は育て方が難しいと考えられており、地元の気候に合ったローカルな樹種を選ぶ者が多かったが、現在は愛好家の管理の技術も上がり、日本産を持つことに躊躇しなくなった。手入れが難しいとされる小品や豆盆栽も人気。専門に蒐集する者もいる。

# 花き・盆栽市場の近年の傾向

## フランスで好まれる切り花・盆栽

### 花き

#### フランスで好まれる切り花

- 1.バラ
- 2.シャクヤク
- 3.トルコキキョウ
- 4.ヒマワリ
- 5.ユリ
- 6.アジサイ
- 7.ガーベラ
- 8.チューリップ
- 9.ラナンキュラス
- 10.アネモネ
- 11.ミモザ
- 12.フリージア

(基本的に季節の花が好まれる)

#### フランスで好まれる日本産花き

- 1.スイートピー
- 2.グロリオサ
- 3.ラナンキュラス (シャルロット)
- 4.トルコキキョウ
- 5.アネモネ
- 6.梅
- 7.つる性のクレマチス

日本産スイートピー、ランジス市場にて



### 盆栽

#### フランスで好まれる盆栽の樹種 (アウトドア)

- 1.シルベストルマツ (Pinus sylvestris)
- 2.真柏 (Juniperus sabina)
- 3.紅葉や楓
- 4.梅 (prunus mahaleb)
- 5.落葉松、一位、杜松

#### フランスで好まれる日本産盆栽

- 1.真柏
- 2.黒松 (輸入が解禁されたばかりなので注目が集まっている)
- 3.紅葉や楓、欒などの雑木
- 4.皐月
- 5.柿、長寿梅、紫式部、山梔子などの実ものの小品

#### フランスで好んで山採りされる樹種

- 1.シルベストルマツ (Pinus sylvestris)
- 2.真柏 (Juniperus sabina、Juniperus phoenicea)
- 3.柘植 (Buxus)
- 4.オリーブの木 (Olea europaea)
- 5.コルク櫟 (Quercus suber)
- 6.一位 (Taxus)
- 6.梅 (Prunus mahaleb)
- 7.欒 (Zelkova)

# 花き・盆栽市場の近年の傾向

## 市場の開拓方法の例

### 花き

#### 1. 事業者向け (BtoB)

##### ◆ランジスの卸売業者の店でイベント



大手卸Fleur Assistance等の温度調節された広い店内では、プロ向けに切り花のプロモーションができる。日本人スタッフもおり、すでにオランダを経由して日本産花きを卸しているため、流通経路は確保されている。

#### 2. 一般消費者向け (BtoC)

##### ◆パリの生花店やECサイトを巻き込んだPOPアップキャンペーン

日本産花きを使用したブーケを複数の生花店やECサイトで作成してもらい、POPアップ週間を設定、各店で同時期に消費者に向けて紹介する。Instagramなどで投稿者向けのフォトコンテスト等を行う。

### 盆栽

#### 1. 事業者向け (BtoB)

##### ◆盆栽展示会にて特定の樹種や産地のプロモーションイベント



写真提供：さいたま観光国際協会

展示会にて、特定の樹種や産地の盆栽の特徴や歴史、手入れの仕方等の説明を織り交ぜた日本人盆栽師によるデモやワークショップを行い、認知度を上げる。写真は2013年のヨーロッパ盆栽協会 (EBA) とフランス盆栽連盟の合同大会での日本人盆栽師のデモの様子。地元テレビ局に取り上げられるほど盛り上がった。

#### 2. 一般消費者向け (BtoC)

##### ◆盆栽ユーチューバーとコラボした日本産盆栽キャンペーン

著名なフランス人盆栽ユーチューバーを集め、日本産盆栽の整形コンテストを行う。好きな盆栽に投票してくれた視聴者に抽選で盆栽素材等をプレゼント。ユーチューバーには自分で整形した盆栽の成長を定期的にレポートしてもらう。

# フランスにおける切り花・盆栽展示会・商談会

## 花き



←ノヴァフルール (BtoB) : 毎年9月末にトゥールで開かれる花きに特化した展示会。業界のトレンドやイノベーションが紹介され、オアシス®主催のコンテストも開かれる。

→フローエヴェント (BtoB) : 毎年3月にパリ、ボルドー、リヨンの3都市で順番に開催される、フランス最大の花き展示会。ショーウィンドウの装花コンクールが目玉。



←サロン・デュ・ヴェジタル (BtoC) : 毎年9月にアンジェで開かれる展示会。上記2つに比べ規模は小さいが、プロ向けではなく多くの愛好家が訪れる。

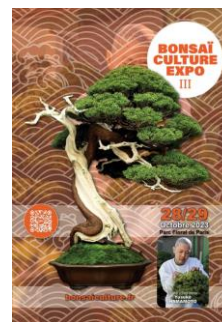


## 盆栽



←フランス盆栽連盟全国大会 (BtoC) : 毎年開催されるフランス最大の展示会。開催地は毎年異なる。各地方支部で行われる展示会で選抜された優秀な作品が全国大会で展示される。会期中は整姿のデモやワークショップも開かれ、国内外の盆栽園、鉢、道具等の関連業者がスタンドを出し、多くの愛好家で賑わう。

→ASCAP盆栽クラブ年次大会 (BtoC) : フランス東部のオーダンクールで20年以上続く規模の大きな盆栽クラブ。日本人盆栽師等を定期的に招待し、ワークショップを開いている。



←ボンサイ・カルチュラル (BtoC) : 23年10月にパリのパーク・フローラルで3回目の展示会を行った、新しい盆栽イベント。盆栽の展示やワークショップを中心に、日本文化の紹介も行う。

## 2. 規制（E U共通）

## 2. 輸出事前準備（出荷までに行うこと）

---

# フランスへの花き・盆栽の輸出規制を正しく理解するために

## 品目

- 正しい品目カテゴリー：EUと日本で品目の定義が違う場合があることに注意。品目によっては輸出できない。
- 正しいHSコードの把握：上6桁は世界共通であるが、下4桁は日本とEUで違うため、輸出先（EU）の関税コードを使用する
- 切り花および花芽の番号は0603、盆栽の番号は0602 90  
どちらもさらに枝番号があるので、[EU関税率検索ページ](#)で確認する。

## 規制確認 準備

- 盆栽に関しては[規則（EU）2019/2072](#)に従って、隔離検疫を行う（2年間）。
- 輸入禁止、制限品目、梱包材に関する規制等の輸入規制について確認。
- 植物パスポートを申請し、ラベルを作成。
- 輸入通関手続きに必要な書類の用意。
- 植物などを対象とした有害生物に関する緊急措置について確認。

## 必要書類

- 輸出の際に必要な書類や証明書、税関に要求される専門事業者登録および植物検疫など
- 輸入側で必要となる必要書類
- 必要に応じて、分析結果などの証明
- 日EU・EPA特惠税率が花き・盆栽に適用される（無税になる）



# 2-1.植物に関する規制・法令順守の確認

## ① 輸入規制の確認

### 1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）でないか確認する。

日本からEUへの輸入が禁止されている主な植物は以下の通り（詳細は[規則 \(EU\) 2019/2072](#)のANNEX VIおよびANNEX IX)

#### 1. 次の植物の生植物および生植物の部分

樹木類：ヒノキ属、マツ属、モミ属など（果実および種子を除く）

果樹類：カンキツ属、葉付きのクリ属など（果実および種子を除く）、ブドウ属（果実を除く）など

#### 2. 次の栽培用植物

1. カリン属、サクラ属、ナシ属、リンゴ属、およびこれらの交配種、ならびにオランダイチゴ属（種子を除く）
2. カナメモチ属、サンザシ属、バラ属、ボケ属（葉、花および果実のない休眠状態のものを除く）
3. 葉付きのクリ属、コナラ属、ハコヤナギ属（果実および種子を除く）
4. イネ科（種子、ならびにオカメザサ属、クサヨシ属、キビ亜科、タケ亜科などの観賞用多年生草本を除く）
5. ナス科（種子を除く）
6. イチジク、アカシア属、イチイ属、イボタノキ属、カエデ属、カキ属、カバノキ属、キョウチクトウ属、クリ属、クルミ属、コナラ属、シナノキ属、ジャケツイバラ属、スイカズラ属、ソケイ属、トネリコ属、ナナカマド属、カワラケツメイ属、ニレ属、ネムノキ属、ハシバミ属、ハマカズラ属、ハリエンジュ属、ハンノキ属、バンレイシ属、ブナ属、マンサク属、ミズキ属、メギ属、ヤナギ属、ワニナシ属およびリンゴ属、サクラ/スモモ属の栽培用植物（種子、盆栽および組織培養体を除く）

ただし、マツ属（*Pinus L.*）、ヒノキ属（*Chamaecyparis Spach*）、ビャクシン属（*Juniperus L.*）の盆栽に関しては、[規則 \(EU\) 2020/1217](#)の「適用除外（特例措置）」により、日本産のこれらの盆栽については、同規則で定められた特別な条件（後述）を満たす場合に、一定の期間EUへの輸出が可能。

※マツ属については、既に検疫条件が定められていたゴヨウマツ（*Pinus parviflora Sieb. & Zucc.*）の盆栽に加え、2020年10月1日からクロマツ（*Pinus thunbergii Parl.*）の盆栽についても輸出が可能となった。

### 2. ワシントン条約規制対象種であるか確認する。

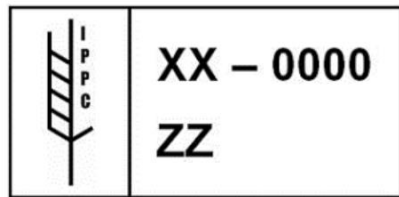
[経済産業省のウェブサイト](#)で確認し、対象種であればウェブサイトの内容に沿って然るべき手続きを行う。

# 2-1. 植物に関する規制・法令順守の確認

## 3. 梱包材に関する規制を確認する。

第三国からEUへの貨物の輸入に用いられる木材梱包材（パレットや木箱など）に関しては、[規則（EU）2016/2031](#)第43条に規定され、隔離病害虫の侵入およびまん延の経路となる可能性があることから、植物検疫措置に関する国際基準No. 15「[ISPM 15](#)」の要件を満たし、ISPM 15の付属書1に規定される処理が施されたことを証明するマークが刻印されている必要がある。

マークとその適用については、[ISPM 15](#)の付属書2に規定されている。



ISPMスタンプの例：IPPCのシンボル、国コード、生産者もしくは処置実施者コード、実施された処理のコード（例：熱処理はHT、臭化メチル処理はMBなど）を記載。

なお、これらの規定は、次のものには適用されない。

- 厚みが6ミリメートル以下の薄い木材からなる梱包材
- 接着剤、熱もしくは圧力、またはそれらの組み合わせで製造された合板、パーティクルボード、配向性ストランドボード、またはベニヤといった加工木材ですべてが作製された梱包材
- EU域内の取引で使用されている木製梱包材

## 4. 植物パスポートラベルに関する規制を確認する。

盆栽や[規則（EU）2019/2072](#)のANNEX XIIIに記載されている植物や植物生産物などを第三国からEU域内へ輸入し、EU域内で流通させる際には、植物パスポート（Plant Passports）とよばれるラベルを添付する必要がある。

- ✓ 植物パスポートの発行に必要な専門事業者登録については、29ページを参照。
- ✓ 植物パスポートの様式は33、34ページを参照。

# 2-1. 植物に関する規制・法令順守の確認

## 5. 植物などを対象とした有害生物に関する緊急措置について確認する。

EUでは安全性が保障されていない有害生物や菌の発生に対し、緊急措置を取ることがある。

日本からEUへ花きを輸出する際は、植物などを対象とした有害生物に関する緊急措置が発生していないかについて、以下のサイトで確認し、必要であればそれらが観察されていないことを保証する措置をとること。

[欧州委員会 有害生物に対する緊急措置（英語）](#)  
[植物防疫所「輸入規則等詳細情報 欧州連合（EU）」](#)

## 6. 盆栽についての隔離検疫等に関する規定（輸出前に最低2年間の隔離検疫が必要）

日本産の盆栽については、病害虫などのまん延防止のため、輸出国での栽培地検査や消毒などの特別な条件が規定されている。輸入規制の「1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）」に示した輸入禁止品目に該当しない日本産の盆栽については、[規則（EU）2019/2072](#)のANNEX VII 30項に規定する条件を満たすことの裏付けとなる植物検疫証明書がある場合に、EU域内への輸出が可能。

また、一定の期間\*「特例措置」とされているヒノキ属（*Chamaecyparis Spach*）、ビャクシン属（*Juniperus L.*）、マツ属の一部（ゴヨウマツ（*Pinus parviflora Sieb. & Zucc.*）ならびに日本産のほかのマツ属に接ぎ木されたゴヨウマツ、クロマツ（*Pinus thunbergii Parl.*）および日本産のほかのマツ属に接ぎ木されたクロマツ）については、前述の条件に加え、[規則（EU）2020/1217](#)に規定される条件を満たすことで、EU域内への輸出が可能となっており、重複するものについては、後述の条件が優先。

\*期間については、[植物検疫所](#)に確認すること。

# 2-1.植物に関する規制・法令順守の確認

## ② 輸出者側で必要な手続き

### 1.植物パスポートを申請する。

EUでは、[規則 \(EU\) 2016/2031](#)の第65条に基づき、植物検疫証明書または植物パスポートが必要とされる植物を輸入する事業者や物流業者は専門事業者 (Professional Operator) として各加盟国の当局への登録が義務付けられている。

専門事業者 (Professional Operator) とは、植物、植物製品、その他のものに関して、市場への導入や、EU 域内の移動を専門的に実施し、「隔離病害虫を発見した場合、ただちに関係当局に通知する」など、法的責任を有する事業者を指す。さらに、当局に認可された「専門事業者」は生産地や保管倉庫などで管轄品目の植物パスポートを発行する権限を認められる。

フランスでは、フランス農業・食料省管轄の地域食品農林局 (DRAAF : Direction Régionale de l'Alimentation, de l'Agriculture et de la Forêt) が管轄しており、電子システムでの登録に統一されている。

第三国から輸入され「植物パスポート」が必要な場合は、国境管理所 (BCP : Border Control Post) において、書類検査、リスクに応じて同一性検査 (添付書類とのチェック)、あるいは現物検査 (サンプル検査など) が行われ、要件を満たされていることが確認されると、発行される。

[フランス農業・食料省 ホームページ「植物専門事業者の登録手続き」](#) (フランス語)

[フランス農業・食料省 「電子手続きユーザーガイド」](#) (フランス語)

# 2-1. 植物に関する規制・法令順守の確認

## 2. 輸入通関手続きに必要な書類を用意する。

通関に必要な書類は以下の通り。

1. 通関申告書（単一管理文書（SAD：Single Administrative Document））  
EU域外の第三国とのすべての輸出入手続きに必要な共通申請書。  
様式は委員会規則 (EU) 2016/341 Appendix B1を確認。
2. インボイス（商業送り状）
3. パッキングリスト（包装明細書：P/L）
4. 価格申告書（Customs Value Declaration）  
CIF価格が2万ユーロを超える場合、SADと併せて価格申告書の提出が必要。  
様式は規則 (EU) 2016/341 ANNEX 8を確認。
5. 船荷証券（Bill of Lading: B/L）／航空運送状（Air Waybill: AWB）
6. 植物検疫証明書
7. 共通衛生入域文書（Common Health Entry Documents: CHED-PP）  
※貨物の到着1日前までにTRACESなどの電子システム経由で国境管理所（BCP：Border Control Post）に通知しなければならない。
8. 原産地証明  
特恵税率の適用を受けるために必要。日EU・EPAでは、自己申告による原産地証明制度が採用。  
書式は税関のウェブサイトを確認。

## 2-2. 関税分類と関税の確認

### ① 関税分類・額の確認

- ✓ 輸出する花き・盆栽の関税番号を確認し、適用される関税と規則を確認すること。
- ✓ 無税であっても提出書類がある

注意：輸入する港がEU域内であれば、日本からの輸入品の適用関税率は一律同じ。

- EUの合同関税品目分類表（CN）とよばれる物品の分類表を設定しており、輸出品目に該当する品目の関税率を特定・確認する必要があるが、共に日EU・EPA特惠税率が適用されるため、無税になる。

CNコード（HSコード）	関税率：通常	関税率：EPA適用
0603 切り花	8,5%、10%	非課税（0%）
0602 90 植木・盆栽・鉢もの	6,5%、8,3%	非課税（0%）

- 日EU・EPAの適用を受けるためには、輸出品の原産地が日本であることを証明する原産地証明が必要。特に、日EU・EPAでは自己申告証明が採用されており、輸出者・輸入者・通関業者のいずれかが、自ら原産地を証明することが必要。
- 原産地証明に関する詳細は、以下の日本税関のポータルサイトで確認できる。  
<https://www.customs.go.jp/roo/origin/jpeu.htm>

## 2-2. 関税分類と関税の確認

### ② その他の国内諸税の確認

【フランスの関税以外の税について】

- 付加価値税（VAT）や物品税（Excise tax）などの内国諸税は、EU では統一されておらず、各加盟国で設定される。
- フランス国内への花き・盆栽の輸入においては、関税以外の税として、付加価値税（VAT）の10%が課税される。
- 付加価値税（VAT）の課税は、通関の際ではなく、売買の際に徴収されることとなる。

# 2-3.植物パスポートラベルの作成

## 植物パスポートの例

✓ フランスを含むEU域内で流通する盆栽や規則 (EU) 2019/2072のANNEX XIIIに記載されている植物や植物生産物は、植物パスポート (Plant Passports) ラベルの表示規制が適用される。

植物パスポートの様式は規則 (EU) 2017/2313のANNEXに掲載。

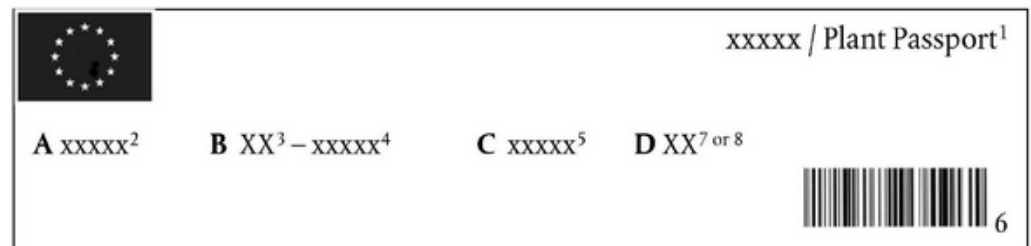
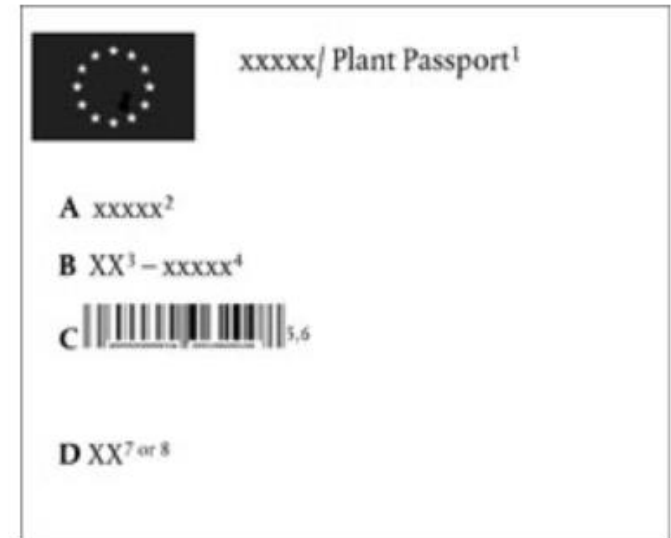
- ラベルの大きさ、枠線の有無、フォントなどは自由
- 形は四角で、肉眼で読める大きさに印字
- 欧州旗はカラーまたは白黒。

### EU域内での移動向け植物パスポートの例：

- 左上に欧州旗は他のロゴ
- 右上に英語で「Plant Passport」
- EU加盟国の公式言語での追記も可 (1)
- 植物 (種) の学名や生物分類名 (2)
- 植物パスポートを発行する専門事業者の2桁の加盟国国名コード \*1 (3)
- ハイフンに続き登録番号 (4)
- 必要な場合 \*2には、当該植物の追跡コード (5)
- バーコード、二次元コード (6)
- ホログラム、ICチップなど追跡コードを補完するもの (7)
- 原産国の国名または2桁の国名コード \*1 (8)

※1 ISO 3166-1 alpha2で規定された2桁の国名コード

※2 害虫の付着リスクがない場合には不要



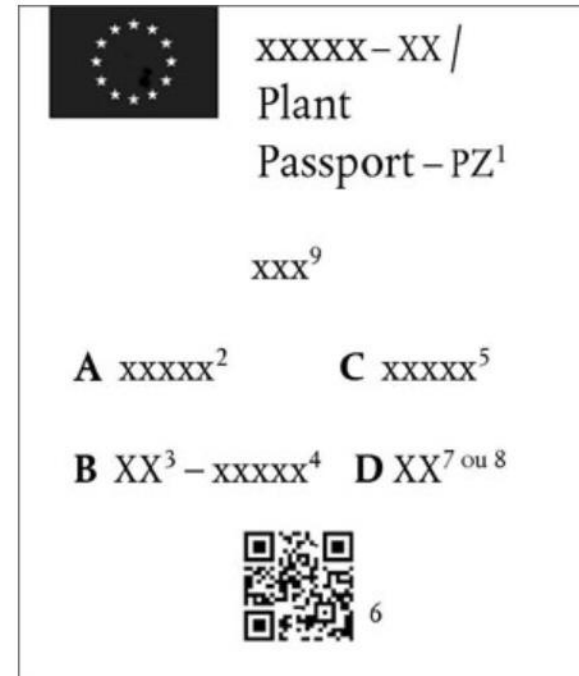


## 2-3. 植物パスポートラベルの作成

保護区域への導入および保護区域内での移動向け植物パスポートの例：

- 左上に欧州は他のロゴ
- 右上に英語で「Plant Passport-PZ」、EU加盟国の公式言語での追記も可 (1)
- 病害虫からの保護地域または機関の学術名またはコード (9)
- 植物 (種) の学名や生物分類名 (2)
- 植物パスポートを発行する専門事業者の2桁の加盟国国名コード\* (3)、ハイフンに続き登録番号 (4)
- 当該植物の追跡コード (5)、バーコード、二次元コード (6)、ホログラム、ICチップなど追跡コードを補完するもの
- EU加盟国から発送の場合には2桁の出荷国の国名コード\* (図中7)
- 第三国から発送の場合には原産国の国名または2桁の国名コード\* (図中8)
- 植物パスポートが変更になる場合は、最初に発行された事業者の登録番号

※ ISO 3166-1 alpha2で規定された2桁の国名コード



## 2-4. 輸出入に必要な書類の準備

✓ **全ての輸出事業者は下を確認してください。**

- 輸出業者は輸出入通関のプロセス（通関確認通過Customs Check and Clearance）を円滑にするため、輸出入通関に必要な書類を準備し、輸入業者に送付しなくてはならない。
- 輸出入税関の際に必要な書類は以下の通り。
  - 輸入貨物積荷目録
  - 免税許可証（必要な場合）
  - 留置通知書のコピー（必要な場合）
  - 船荷証券
  - 航空貨物運送状
  - 請求書
  - 梱包明細書（パッキングリスト）
  - 引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- **関連法令及びその関連するリンク**
- 関税法第67条、第67条の2、第70条
- 税関税関手続きFAQ（財務省関税局）

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm)

### **3. 輸出手続き（空港、港湾で行う手続き）**

---

# 輸出税関の通過（日本の税関の通関）

✓ 貨物を輸出する際は、必ず税関へ輸出申告を行い、税関職員に必要な検査をしてもらい、その許可を受けなくてはならない。

- 輸出申告は、輸出しようとする貨物を保税地域に搬入する前であっても行うことが可能、輸出の許可は、原則として輸出しようとする貨物を保税地域に搬入した後に行われる。
- 輸出の申告行為は、貨物の輸出者が輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地を管轄する税関に対して行うことが原則であるが、貨物の輸出業者から委任を受けて、通関業者（乙仲ともいう）が代理申告することもできる。
- 輸出申告における申告事項は以下の通り
  - 貨物の記号・番号・品名・数量及び価格
  - 貨物の仕向け地並びに仕向け人の住所（相手先の会社名やその住所）
  - 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称または登録記号
  - 貨物の留置場所などその他参考となるべき事項
- 関連法令及びその関連するリンク  
関税法第67条、第67条の2、第70条  
税関税関手続きFAQ（財務省関税局）  
[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm)

## 4. 輸入手続き（現地到着時に行う手続き）

---

# 安全検査の経過

## ① 国境管理所への事前通知② 貨物検査の実施③ 貨物の入国の許可

### ✓ 貨物を輸出する際は、上記手続きを必ず行う必要がある。

- 輸入の際には、貨物の到着一日前までに共通衛生入域文書（CHED）をTRACEなどの電子システム経由で国境管理所（BCP）に相談する必要がある。
- 輸入時の検査・検疫、入国許可（通関）までの流れ

税関に植物検疫証明書が必要な植物や植物製品が到着

↓

国境動植物検疫所（SIVEP : service d'inspection vétérinaire et phytosanitaire aux frontières）による書類確認、リスクに応じて同一性検査（添付書類とのチェック）、あるいは現物検査（サンプル検査など）を実施。検査に要した費用は手数料として請求される。

手数料については、公的管理の[規則 \(EC\) 2017/625](#) のANNEX IV（VIII）を参照

↓

検査が終了、または、フランスの検疫当局と協定を結んでいるほかの加盟国の検疫検査当局による検査が終了している場合は直ちに、「防疫移動書類（Document Phytosanitaire de transport）」が発行

↓

「植物通行許可証（Laissez-Passer phytosanitaire）」が発給

以上の一連の流れは、TRACES などの電子システム経由で処理される。

# 輸入税関の通関

## ① 国境管理所への事前通知② 貨物検査の実施③ 貨物の入国の許可

✓ 貨物を輸出する際は、通関手続きを必ず行う必要がある。通関では、以下の必要書類を提出し、通過する必要がある。

- 通関申告書（単一管理文書）
- インボイス（商業送り状）
- パッキングリスト（包装明細書：P/L）
- 価格申告書
  - CIF価格が2万€を超える場合、通関申告書とあわせて価格申告書を提出する。
- 船荷証券（B/L）若しくは航空運送状（AWB）
- 有機産品の場合、共通衛生入域文書（CHED）、検査証明書
- その他輸入が認められるか否かを判断するために必要な関連資料・情報
  - 原産地証明書
  - 検査証明書等

(EU)欧州議会・理事会規則2017/625

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32017R0625>

## 【免責条項】

- ◆本資料は、日本からフランスへの水産物の輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、フランス政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

本レポートに関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）パリ事務所  
TEL：+33 1 42 61 29 49  
E-mail：[food-prs@jetro.go.jp](mailto:food-prs@jetro.go.jp)